



県章

# 三重県公報

平成19年4月10日(火)

第1870号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告示

公益法人の設立の許可.....	(勤労・雇用支援室)	1
同件.....	(同)	2
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(障害福祉室)	2
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者からの変更の届出.....	(同)	3
保安林の指定をする予定である旨の通知.....	(森林振興室)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧.....	(維持管理室)	5
都市計画の変更及びその図書の縦覧.....	(都市政策室)	6

### 公安委告示

少年指導委員の委嘱.....	(公安委員会)	6
----------------	---------	---

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧.....	(N P O 室)	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧.....	(同)	8
土地改良区の定款変更の認可.....	(農地調整室)	8
土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧.....	(同)	8
同件.....	(同)	9
同件.....	(同)	9
同件.....	(同)	9
同件.....	(同)	10
都市計画の図書の写しの縦覧.....	(都市政策室)	10
同件.....	(同)	10
同件.....	(同)	10

### 特定調達公告

一般競争入札を行う旨.....	(情報セキュリティ・利活用プロジェクト)	11
落札者を決定した旨.....	(出納局)	18

### 正誤

平成18年9月26日付け三重県公報第1816号.....	(人材政策室)	18
平成19年4月6日付け三重県公報第1869号.....	(都市政策室)	18
平成19年3月30日付け三重県公報号外.....	(企業庁)	18

## 告示

### 三重県告示第327号

民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により、公益法人の設立を下記のとおり許可しました。

平成19年4月10日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 許可年月日  
平成19年4月2日
- 2 法人の名称  
社団法人尾鷲市シルバー人材センター

3 主たる事務所の所在地

三重県尾鷲市栄町5番5号

4 法人の代表者の住所及び氏名

三重県尾鷲市大滝町10番3号

高芝勇次

5 事業の目的

高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務にかかるものの機会を確保し、及び高齢者に対して組織的にこれらの就業の機会を提供すること等により、その就業を援助して、高齢者等の生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

三重県告示第328号

民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により、公益法人の設立を下記のとおり許可しました。

平成19年4月10日

三重県知事 野呂昭彦

1 許可年月日

平成19年4月2日

2 法人の名称

社団法人多気町シルバー人材センター

3 主たる事務所の所在地

三重県多気郡多気町四疋田587番地1

4 法人の代表者の住所及び氏名

三重県多気郡多気町相可335

小林保彦

5 事業の目的

高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及び高齢者に対して組織的にこれらの就業の機会を提供すること等により、その就業を援助して、高齢者等の生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

三重県告示第329号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成19年4月10日

三重県知事 野呂昭彦

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410500686	有限会社ケアステーションたきび	津市殿村332-1	ケアステーションたきび訪問介護事業所	松阪市宮町62-1	居宅介護	平成19年4月1日
2410500686	有限会社ケアステーションたきび	津市殿村332-1	ケアステーションたきび訪問介護事業所	松阪市宮町62-1	重度訪問介護	平成19年4月1日
2411100098	社会福祉法人熊野市社会福祉協議会	熊野市井戸町1150	熊社協飛鳥訪問介護事業所	熊野市飛鳥町野口678	居宅介護	平成19年4月1日
2411100098	社会福祉法人熊野市社会福祉協議会	熊野市井戸町1150	熊社協飛鳥訪問介護事業所	熊野市飛鳥町野口678	重度訪問介護	平成19年4月1日
2420500163	津市	津市西丸之内23番1号	はくさんホーム	津市白山町川口1994-2	共同生活介護	平成19年4月1日
2421300050	社会福祉法人名張育成会	名張市中村2326	ふぁみりー	名張市桔梗が丘3番町4-8	共同生活介護	平成19年4月1日

2421400033	医療法人北勢会	いなべ市北勢町麻生田1525	てまり花	いなべ市北勢町其原1954	共同生活介護	平成19年4月1日
2421400033	医療法人北勢会	いなべ市北勢町麻生田1525	てまり花	いなべ市北勢町其原1954	共同生活援助	平成19年4月1日

## 三重県告示第330号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成19年4月10日

三重県知事 野呂昭彦

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地		障害福祉サービスの種類	変更年月日
			変更前	変更後		
2410500744	有限会社緑の里津市戸木町4113番地の12	訪問介護緑の里津市戸木町4113番地の12	訪問介護緑の里津市久居烏木町379番地1	訪問介護緑の里津市戸木町4113番地の12	居宅介護・重度訪問介護	平成18年12月16日
2410500090	有限会社ひなた津市高茶屋小森町132番地6	ヘルパーステーションひなた津市城山3丁目4-7	ヘルパーステーションひなた津市高茶屋小森町132番地6	ヘルパーステーションひなた津市城山3丁目4-7	居宅介護・重度訪問介護	平成19年4月1日
2412100030	社会福祉法人いずみ員弁郡東員町大字山田1546番地1	ヘルパーステーションあいあい員弁郡東員町大字山田1546番地1	ヘルパーステーションあいあい員弁郡東員町大字山田1546番地1	ヘルパーステーションあいあい員弁郡東員町大字北大社前川原139番地	居宅介護・行動援護・重度訪問介護	平成19年4月1日

## 三重県告示第331号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成19年4月10日

三重県知事 野呂昭彦

## 第1 1 保安林予定森林の所在場所

北牟婁郡紀北町紀伊長島区十須字朽山1084、1085、1085の1、1086、1087、1087の1、1088の4、1088の6、1088の8、1088の9、1088の10、1088の11、1088の12、1088の22、1088の24、1088の25、1088の26、1088の27、1088の28、1088の29、1088の42、1088の43、1088の44、1088の45、1088の51、1088の1・1088の13（以上2筆については次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、紀北町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第2 1 保安林予定森林の所在場所

北牟婁郡紀北町紀伊長島区十須字大河内636の35、636の37、636の38、636の39、636の45、636の55、636の14・636の30・636の31・636の32・636の33・636の51・636の52（以上7筆については次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、紀北町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第3 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町大又字切畑1320、1322の2

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第4 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町野口字日裏1、30、31、字大峪29、字大田207の4

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第5 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市神川町柳谷字冲向5

2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第6 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市金山町字広谷844の15、字谷奥1058、1061の1、1062の1、1063、1064の2、1064の5

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

第7 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町大又字高野1195、1195の1、字尾瀬越1200の5、1200の6、1201の1、1203

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

第8 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町大又字江竜1176、字大島谷1190、1190の1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

第9 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町小又字平石654・662・667（以上3筆については次の図に示す部分に限る。）

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林振興室並びに熊野市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第332号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室、鈴鹿建設事務所及び亀山市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成19年4月10日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
中庄地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地  
亀山市中庄町字鍛冶ヶ前
- 3 区域の土地の表示  
亀山市中庄町字鍛冶ヶ前876番の一部、877番の一部、882番1の一部、882番2、884番の一部、886番1の一部、886番3、887番1の一部、887番2、888番の一部、889番1の一部、889番2、890番1の一部、890番2、891番1の一部、891番2、892番1の一部、892番2及び893番の一部の土地

三重県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年4月10日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
鈴鹿都市計画道路  
3.4.17号 白子駅旭が丘線  
3.4.21号 白子柳線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策室

公安委告示

三重県公安委員会告示第45号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を平成19年4月1日委嘱しました。

平成19年4月10日

三重県公安委員会委員長 水谷令子

氏名	連絡先	活動区域
藤田久道	桑名警察署生活安全課 電話番号 0594-24-0110	桑名警察署管轄区域
柴田清勝		
太田幸雄		
森本光生		
西村治生	いなべ警察署生活安全課 電話番号 0594-84-0110	いなべ警察署管轄区域
伊藤豊		
片山輝幸		
伊藤薫	四日市北警察署生活安全課 電話番号 059-366-0110	四日市北警察署管轄区域
近藤久嗣		
伊藤義明		
加藤一英	四日市南警察署生活安全課 電話番号 059-355-0110	四日市南警察署管轄区域
田村初美		
片淵喜郎		
今井理		
清水宣夫		
三崎昭吉		

田 中 茂 毅		
小 林 裕 子		
加 藤 重 哉		
畠 山 正 代		
伊 藤 己 紀 生	四日市西警察署生活安全課 電話番号 059 - 394 - 0110	四日市西警察署管轄区域
北 川 博 美		
廣 森 宏 一	亀山警察署生活安全課 電話番号 0595 - 82 - 0110	亀山警察署管轄区域
勝 田 靖 生		
林 武 繁	鈴鹿警察署生活安全課 電話番号 059 - 380 - 0110	鈴鹿警察署管轄区域
馬 路 勝 幸		
福 井 雅 子		
伊 藤 恵 子		
松 田 信 義		
岩 鶴 密 雄	津警察署生活安全課 電話番号 059 - 213 - 0110	津警察署管轄区域
山 口 郁 夫		
池 田 慎 弥		
石 井 学		
宮 田 志	津南警察署生活安全課 電話番号 059 - 254 - 0110	津南警察署管轄区域
大 原 弘 行		
長 岡 一 成		
丸 橋 宗 藏		
西 田 泰 利		
植 松 有 麻 呂	松阪警察署生活安全課 電話番号 0598 - 53 - 0110	松阪警察署管轄区域
西 村 初 巳		
齋 藤 隆 弘		
田 中 博		
山 本 克 美		
服 部 薫		
野 田 勝 也	大台警察署生活安全課 電話番号 0598 - 84 - 0110	大台警察署管轄区域
山 口 恵 照		
山 本 一 雄		
奥 村 有 紀 子	伊勢警察署生活安全課 電話番号 0596 - 20 - 0110	伊勢警察署管轄区域
三 谷 英 雄		
橋 本 博 文		
高 屋 充 子	鳥羽警察署生活安全課 電話番号 0599 - 25 - 0110	鳥羽警察署管轄区域
村 瀬 利 嗣		
森 本 敏 之	尾鷲警察署生活安全課 電話番号 0597 - 25 - 0110	尾鷲警察署管轄区域
堀 内 達 也		
岡 崎 昭 栄	熊野警察署生活安全課 電話番号 0597 - 88 - 0110	熊野警察署管轄区域
和 田 貞 明		
加 藤 清 光	紀宝警察署生活安全課 電話番号 0735 - 33 - 0110	紀宝警察署管轄区域
莊 司 裕		
瀧 恭 男	伊賀警察署生活安全課 電話番号 0595 - 21 - 0110	伊賀警察署管轄区域
松 井 隆 昇		
山 門 和 美	名張警察署生活安全課 電話番号 0595 - 62 - 0110	名張警察署管轄区域
藤 田 乃 里 子		

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証

の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成19年6月2日まで縦覧に供します。

平成19年4月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成19年4月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人研鑽ライフセンター

(2) 代表者の氏名

白川 弘

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市算所町1244番地

(4) 定款に記載された目的

本会は、人間本来のあり方を究明する一方、その本来性に適応して快適に生きていくための各自の研究機会が適宜得られるための、連絡・調整・実施期間として、すべての人が幸福な人生を送ることができる世界の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成19年6月2日まで縦覧に供します。

平成19年4月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成19年4月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人とんぼ池山荘

(2) 代表者の氏名

和泉 かつ子

(3) 主たる事務所の所在地

名張市安部田砥口1094番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が、高齢になって、虚弱になったり、独居または、夫婦のみ世帯で、日中さみしくしている方々に、住み慣れた我が街で、元気に長生きしていただき、かつ、一人の人間として尊重されるよう、在宅の介護に関する事業をおこない、もって、住民参加の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上野北部土地改良区（伊賀市西條115-2）の定款の変更を認可しました。

平成19年4月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業（ため池等整備工事一般型）四郷池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起



算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年4月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写
- 2 縦覧の期間  
平成19年4月11日から同年5月11日まで
- 3 縦覧の場所  
松阪市役所農村整備課 (松阪市殿町1340 - 1)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業(ため池等整備工事一般型)蛇谷溜池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年4月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写
- 2 縦覧の期間  
平成19年4月11日から同年5月11日まで
- 3 縦覧の場所  
桑名市役所農林水産課 (桑名市中央町2 - 37)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(担い手支援型)金山南部地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年4月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写
- 2 縦覧の期間  
平成19年4月11日から同年5月11日まで
- 3 縦覧の場所  
熊野市役所農業振興課 (熊野市井戸町796)  
御浜町役場産業建設課 (南牟婁郡御浜町大字阿田和6120 - 1)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業金山みかん地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年4月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

2 縦覧の期間

平成19年4月11日から同年5月11日まで

3 縦覧の場所

熊野市役所農業振興課 (熊野市井戸町796)

御浜町役場産業建設課 (南牟婁郡御浜町大字阿田和6120 - 1)

---

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定により、県営基幹水利施設補修事業櫛田川被川沿岸地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年4月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

2 縦覧の期間

平成19年4月11日から同年5月11日まで

3 縦覧の場所

松阪市役所農村整備課 (松阪市殿町1340 - 1)

明和町役場産業課 (多気郡明和町大字馬之上945)

多気町役場農林商工課 (多気郡多気町相可1600)

---

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年4月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画下水道

お虎川都市下水路

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

---

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年4月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画火葬場

第2号 町営斎場

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

---

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年4月10日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
亀山都市計画公園  
2・2・101号 泉ヶ丘児童公園
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策室

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成19年4月10日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 総合評価一般競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
三重県ITプロセスの見直し支援委託業務
  - (2) 委託期間  
契約締結日から平成21年3月31日までとします。
  - (3) 委託業務履行場所  
三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格  
入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。
  - (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
  - (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
  - (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
  - (5) 「情報処理サービス企業等台帳に関する規則」に基づく経済産業省システムインテグレータ登録制度（海外企業においては同等の制度）で登録されている者であること。
- 3 入札参加者に求められる義務  
入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに掲げる書類を平成19年4月20日（金）から同年5月7日（月）（三重県の休日を含める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。  
また、落札候補者にとっては、入札実施後に(4)から(6)までの書類を提出してください。
  - (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（総合評価一般競争入札参加資格確認申請書）
  - (2) 参加資格に関する確認書類は、次のアからカまでのいずれか1つを提出してください。
    - ア 法人にとっては、「登記簿謄本」、「現在事項証明書」又は「履歴事項証明書」の写し
    - イ 個人にとっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し
    - ウ 三重県入札参加資格者名簿（建築工事関係）登録者であることを証明するもの（ただし、登録内容に変更がない者に限る。）
    - エ 三重県物件等地域調達型電子入札システム利用登録者であることを証明するもの（ただし、登録内容に変更がない者に限る。）
    - オ 入札参加資格確認結果通知書（過去1年以内の日付）又はその写し（ただし、登録内容に変更がない者に限る。）
    - カ 三重県物件関係入札参加資格者名簿登録者であることを証明するもの（ただし、平成19年5月31日まで有効期限がある者のうち登録内容に変更がない者に限る。）
  - (3) 「情報処理サービス企業等台帳に関する規則」に基づく経済産業省システムインテグレータ登録制度（海

外企業においては同等の制度)で交付される文書の写し

- (4) 過去3箇年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書
- (5) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(税務署が過去6か月以内に発行したものです。)の写し
- (6) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6か月以内に発行したものです。)の写し

#### 4 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県政策部情報セキュリティ・利活用プロジェクト 担当 三枝、水谷

電話 059-224-2797

ファクシミリ 059-224-2207

##### (2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

##### (3) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年4月10日(火)から同月27日(金)まで(三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

##### (4) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成19年4月20日(金) 午前10時

場所 三重県津市栄町1丁目891

三重県吉田山会館3階303会議室

##### (5) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成19年5月11日(金)までに通知します。

##### (6) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年5月21日(月) 午前10時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県政策部2階第1会議室

ただし、郵送による入札については、平成19年5月18日(金)午後5時までに(1)の場所へ書留郵便で必着のこととします。

##### (7) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)と同じです。

##### (8) 入札方法等に関する事項

ア 本入札は、総合評価一般競争入札として行いますので、入札者は、入札説明書に定める提案書等を入札書とともに提出しなければなりません。また、入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

##### イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

##### エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

##### オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

##### カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した委託業務を遂行できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第65条

の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であって、かつ、最も高い評価点を得た者としてします。入札者の評価点は、別記「落札者決定基準」の規定するところにより算定します。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 入札の中止  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

6 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:  
Outsourcing of IT process reexamination support
- (2) Contract Period:  
From the day of the contract to 31 March, 2009.
- (3) Date, Time and the Place for the Bidder Briefing Meeting:  
10:00am, April 20, 2007  
1-891 Sakae-machi, Tsu City, Mie, 514-8570  
Meeting Room 303 (3rd floor) , Mie Prefecture Yoshidayama Building
- (4) Date, Time and the Place for the Submission of Bids:  
10:00am, May 21, 2007  
Meeting Room 1 (2nd floor) , Department of Policy, Mie Prefectural Government Office  
Bids submitted by registered mail must be received by 5:00pm, May 18, 2007.
- (5) Managing Authority:  
Information Security Practical Use Project / Department of Policy  
Mie Prefectural Government  
13 Komei-cho, Tsu City, Mie, 514-8570  
Tel 059-224-2797  
Fax 059-224-2207

別記

落札者決定基準  
平成19年 4 月

三 重 県

提案書評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために、内容面及び価格面の2つの観点で評価する。

1. 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

- (1) 提案内容の評価  
「資料 4 提案書評価表」に基づき提案内容を評価し「内容点」を与える。
- (2) 入札価格等の評価  
入札価格等については、後に示す計算式に基づき、入札価格等に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法  
(1)及び(2)で評価した「内容点」及び「価格点」の合計点数が最も高い者を落札者とする。
- (4) 有効数字

「内容点」及び「価格点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応

ア 入札者それぞれの「内容点」及び「価格点」が異なる場合

「内容点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「内容点」及び「価格点」が同じ場合

「入札価格」が同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

2. 点数比率・配分、評価項目について

(1) 点数比率について

価格点と内容点の比率について、25:75(1:3)とする。

(2) 点数配分・評価項目について

100点を満点とし、点数配分や評価項目の詳細は、「資料4 提案書評価表」とする。

3. 内容点の評価

内容点については、全評価項目満点で75点とし、評価項目ごとに次の例示に沿って採点する。但し、「資料4 提案書評価表」の記述内容のうち、必須項目の記載が提案書において確認できない場合は、内容点の評価をしない。

「資料4 提案書評価表」の必須項目に関する採点

評価	点数
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
劣っている	2
非常に劣っている	1
記述がない	0

「資料4 提案書評価表」の付属資料のうち、任意項目に関する採点

評価	点数
認証取得している	1
認証取得していない	0

その上で次の計算式のとおり、評価項目ごとに点数配分の按分を行い、全評価項目の点数を積み上げたものを内容点とする。なお採点における評価軸については、「資料4 提案書評価表」とする。

内容点 = {(評価項目ごとの点数) × (評価項目ごとの点数配分) / 75}

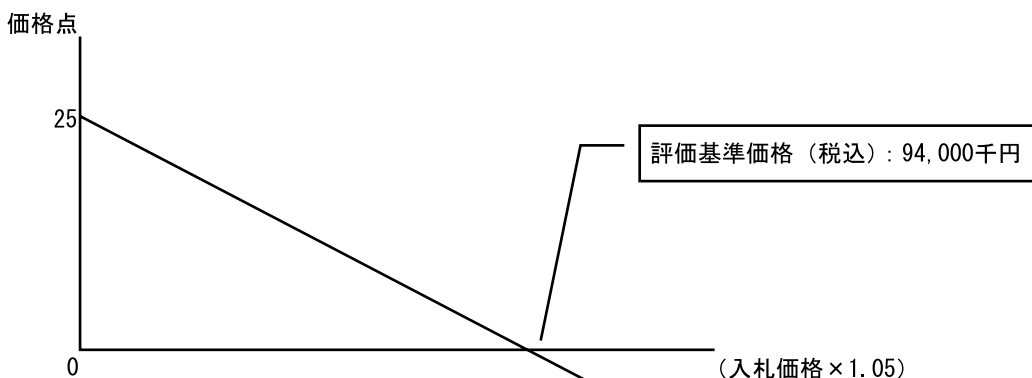
4. 価格点の評価

価格点については、25点を満点とし、以下の手順で算定する。

価格点 = 25 × {1 - (入札価格 × 1.05) / 評価基準価格}

評価基準価格とは入札にあたっての評価のための数値であり、予定価格ではない。以下を評価基準価格とする。なお、評価基準価格は税込価格とする。

評価基準価格 94,000千円



資料 4 提案書評価表

提案書		点数			
提案資料名・目次	記述内容	評価軸 「必須」事項について、記載確認 が出来ない場合は評価しない。	配分	区分	
提案書	1. ITガバナンスの強化	<p>【ITアドバイザーの役割】 (必須) 三重県IT利活用推進本部に設置されている会議に出席し、意見や助言を行う際の具体的な視点・切り口・考え方等を記述すること。 【ITアドバイザーの役割を実際に果たす者の業務実績】 (必須) 業務内容、プロジェクト規模や期間、プロジェクトで遂行した役割や立場を記述すること。 (必須) 発注者側の次のアクションへ与えた効果の大きさや重要性について記述すること。 (必須) プロジェクトの成功要因とかかわり方について記述すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽象的もしくは現実感が伴わない記述となっていないか。</li> <li>・視点・切り口・考え方等は具体的に記述されているか。</li> <li>・視点・切り口・考え方等は有用かつ現実的なものが記述されているか。</li> <li>・本委託業務の遂行上、類似する業務実績は有効であるか。</li> <li>・三重県の求める役割と一致しているか。</li> </ul>	5	
	2. 情報システム予算額の適正化	<p>【予算要求前支援】 (必須) 仕様書及び別紙 2 - 1, 2 - 2を参考にした上で、予算要求資料作成に対する最大限実現可能な支援件数、実施時間数、作業工数とその根拠となる実施スケジュール(週間単位)、実施内容(受託事業者、情報分野、システム運用所属ごと)を例えば金額規模などの軸で明確に記述すること。 (必須) 予算要求資料の品質を高めるとともに支援件数を増やす工夫について明確に記述すること (必須) 費用精査の手法及びその有効性を明確に記述すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽象的もしくは現実感が伴わない記述となっていないか。また、支援件数、実施時間数、作業工数等記載漏れがないか。</li> <li>・実施スケジュール、実施内容、費用精査手法とその有効性、予算要求資料の品質を高めるとともに支援件数を増やす工夫について、その内容が具体的にイメージできる内容となっているか。</li> <li>・三重県(システム運用所属・情報分野)の役割と受託事業者の各メンバーの役割との関連が具体的に記述されているか。</li> <li>・三重県(システム運用所属・情報分野)の作業負担が少なくなる工夫があるか。</li> <li>・実施スケジュール、実施内容、費用精査手法とその有効性、予算要求資料の品質を高めるとともに支援件数を増やす工夫について、有用かつ現実的なものが記述されているか。</li> </ul>	10	
		<p>【予算要求前審査】 (必須) 実施時間数、作業工数とその根拠となる実施スケジュール(月間単位)、実施内容(受託事業者、情報分野)を明確に記述すること。 (必須) 審査する観点、費用精査の手法及びその有効性を明確に記述すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽象的もしくは現実感が伴わない記述となっていないか。また、実施時間数、作業工数等記載漏れがないか。</li> <li>・審査する観点、作業内容、費用精査手法とその有効性について、その内容が具体的にイメージできる内容となっているか。</li> <li>・三重県(システム運用所属・情報分野)の役割と受託事業者の各メンバーの役割との関連が具体的に記述されているか。</li> <li>・三重県(システム運用所属・情報分野)の作業負担が少なくなる工夫があるか。</li> <li>・審査する観点、実施内容、費用精査手法とその有効性について、有用かつ現実的なものが記述されているか。</li> </ul>	10	
		<p>【業務実績、実施体制】 (必須) 業務に関わるメンバーの所属部署・役職・経歴(資格、得意分野、経験年数等)、実績(業務内容、プロジェクト規模や期間、該当メンバーのプロジェクトで遂行した役割や立場)を記述すること。 (必須) 予算要求前支援、予算要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行するメンバーの経歴(業務実績等)は、本委託業務の遂行上有効であるか。</li> <li>・三重県と同規模の自治体での近年における実績があるか。</li> <li>・予算要求前支援及び予算要求前審査ごとに有効な体制が記述されているか。</li> </ul>	5	

	<p>求前審査ごとに、三重県（情報分野・システム運用所属）側も含めた、メンバー体制を記述すること。</p> <p>（必須）メンバーの役割を記述した上で、その考え方・根拠等の説明を記述すること。</p> <p>（必須）本委託業務への専任度について記述すること。ただし、メンバー名は固有名詞でなくてもよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県職員担当者の役割と受託事業者の各メンバーの役割との関連が具体的に記述されているか。</li> </ul>		
<p>3. 適正な品質・コストでの情報システム調達</p>	<p>【調達前支援】</p> <p>（必須）仕様書及び別紙2-1,2-2を参考にした上で、入札資料作成に対する最大限実現可能な支援件数、実施時間数、作業工数とその根拠となる実施スケジュール（週間単位）、実施内容（受託事業者、情報分野、システム運用所属ごと）を例えば金額規模などの軸で明確に記述すること。</p> <p>（必須）入札資料の品質を高めるとともに支援件数を増やす工夫について明確に記述すること</p> <p>（必須）費用精査の手法及びその有効性を明確に記述すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽象的もしくは現実感が伴わない記述となっていないか。また、支援件数、実施時間数、作業工数等記載漏れがないか。</li> <li>・実施スケジュール、実施内容、費用精査手法とその有効性、入札資料の品質を高めるとともに支援件数を増やす工夫について、その内容が具体的にイメージできる内容となっているか。</li> <li>・三重県（システム運用所属・情報分野）の役割と受託事業者の各メンバーの役割との関連が具体的に記述されているか。</li> <li>・三重県（システム運用所属・情報分野）の作業負担が少なくなる工夫があるか。</li> <li>・実施スケジュール、実施内容、費用精査手法とその有効性、入札資料の品質を高めるとともに支援件数を増やす工夫について、有用かつ現実的なものが記述されているか。</li> </ul>	10	
	<p>【調達前審査】</p> <p>（必須）実施時間数、作業工数とその根拠となる実施スケジュール（月間単位）、実施内容（受託事業者、情報分野）を明確に記述すること。</p> <p>（必須）審査する観点、費用精査の手法及びその有効性を明確に記述すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽象的もしくは現実感が伴わない記述となっていないか。また、実施時間数、作業工数等記載漏れがないか。</li> <li>・審査する観点、実施内容、費用精査手法とその有効性について、その内容が具体的にイメージできる内容となっているか。</li> <li>・三重県（システム運用所属・情報分野）の役割と受託事業者の各メンバーの役割との関連が具体的に記述されているか。</li> <li>・三重県（システム運用所属・情報分野）の作業負担が少なくなる工夫があるか。</li> <li>・審査する観点、実施内容、費用精査手法とその有効性について、有用かつ現実的なものが記述されているか。</li> </ul>	10	内容点
	<p>【業務実績、実施体制】</p> <p>（必須）業務に関わるメンバーの所属部署・役職・経歴（資格、得意分野、経験年数等）、実績（業務内容、プロジェクト規模や期間、該当メンバーのプロジェクトで遂行した役割や立場）を記述すること。</p> <p>（必須）調達前支援、調達前審査ごとに、三重県（情報分野・システム運用所属）側も含めた、メンバー体制を記述すること。</p> <p>（必須）メンバーの役割を記述した上で、その考え方・根拠等の説明を記述すること。</p> <p>（必須）本委託業務への専任度について記述すること。ただし、メンバー名は固有名詞でなくてもよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行するメンバーの経歴（業務実績等）は、本委託業務の遂行上有効であるか。</li> <li>・三重県と同規模の自治体での近年における実績があるか。</li> <li>・調達前支援及び調達前審査ごとに有効な体制が記述されているか。</li> <li>・三重県職員担当者の役割と受託事業者の各メンバーの役割との関連が具体的に記述されているか。</li> </ul>	5	



	<p>4. 情報システムの開発・運用時における適正なシステム品質の確保</p>	<p>(必須) 開発・運用時での課題に対する課題対応・分析する際に用いる検討の観点、手法、手順を具体的に記述すること。 【業務実績、実施体制、実施スケジュール】</p> <p>(必須) 業務に関わるメンバーの所属部署・役職・経歴(資格、得意分野、経験年数等)、実績(業務内容、プロジェクト規模や期間、該当メンバーのプロジェクトで遂行した役割や立場)を記述すること。</p> <p>(必須) 三重県(情報分野・システム運用所属)側も含めた、メンバー体制を記述すること。</p> <p>(必須) メンバーの役割を記述した上で、その考え方・根拠等の説明を記述すること。</p> <p>(必須) 本委託業務への専任度について記述すること。ただし、メンバー名は固有名詞でなくてもよい。</p> <p>(必須) 本業務の実施スケジュール(月間単位)を記述すること。</p>	<p>・抽象的もしくは現実感が伴わない記述となっていないか。</p> <p>・開発・運用時での課題に対する課題対応・分析する際に用いる検討の観点、手法、手順が具体的に記述されているか。</p> <p>・開発・運用時での課題に対する課題対応・分析する際に用いる検討の観点、手法、手順が有用かつ現実的なものが記述されているか。</p> <p>・メンバーの経歴(業務実績等)、実施体制、実施スケジュールは、本委託業務の遂行上有効であるか。</p> <p>・三重県と同規模の自治体での近年における実績があるか。</p>	<p>5</p>
	<p>5. 情報セキュリティマネジメントの適切な運営等</p>	<p>(必須) 情報セキュリティに係る内部監査・職員スキルチェック・セキュリティポリシーの具体化などに関して、検討のポイント・手順・手法やどのようなノウハウがあるか記述する。 【業務実績、実施体制、実施スケジュール】</p> <p>(必須) 業務に関わるメンバーの所属部署・役職・経歴(資格、得意分野、経験年数等)、実績(業務内容、プロジェクト規模や期間、該当メンバーのプロジェクトで遂行した役割や立場)を記述すること。</p> <p>(必須) 三重県側も含めた、メンバー体制を記述すること。</p> <p>(必須) メンバーの役割を記述した上で、その考え方・根拠等の説明を記述すること。</p> <p>(必須) 本委託業務への専任度について記述すること。ただし、メンバー名は固有名詞でなくてもよい。</p> <p>(必須) 本業務の実施スケジュール(月間単位)を記述すること。</p>	<p>・抽象的もしくは現実感が伴わない記述となっていないか。</p> <p>・検討のポイント・手順・手法やノウハウが、内部監査・職員スキルチェック・セキュリティポリシーの具体化などに効果的なものとなっているか。</p> <p>・メンバーの経歴(業務実績等)、実施体制、実施スケジュールは、本委託業務の遂行上有効であるか。</p> <p>・三重県と同規模の自治体での近年における実績があるか。</p>	<p>5</p>
<p>付属資料</p>	<p>実施体制及び全体スケジュールその他</p>	<p>(必須) 1～5の各取組を一覧化した全体スケジュール(月間単位)を記述すること。</p> <p>(必須) 各取組テーマ間の作業の関連性について、記述すること。</p> <p>(任意) 国際規格ISO14001を認証取得している場合はその旨記載するとともに認証取得証の写しを添付すること。</p>	<p>・1～5の取組ごとに、マイルストーンが明確に記述されているか。</p> <p>・1～5の取組の関連性について、工夫があるか。</p> <p>・国際規格ISO14001を認証取得しているか。</p>	<p>4</p> <p>1</p>
<p>見積書</p>	<p>経費及び業務の整合性</p>	<p>(必須) 1～5の各取組の作業工数、経費内訳、計算式について、年度ごとに明確に記述すること。</p> <p>(但し、2の予算要求前支援、予算要求前審査、3の調達前支援、調達前審査はそれぞれ記述すること)</p> <p>(必須) 委託業務の経費総額(税込)を年度ごとに記述すること。(平成19年度と平成20年度の年度ごとの金額は同額とする。)</p>	<p>・実施スケジュールの実施内容・作業量と整合性が取れているか。</p>	<p>5</p>

入札価格	(必須) 委託業務の経費総額を日本円でかつ消費税抜きで表記すること。	$25 \times (1 - (\text{入札価格} \times 1.05) / \text{評価基準価格})$	25	価格点
合計			100	-

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成19年4月10日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 特定役務の名称 平成19年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び「みえ県議会だより」の印刷並びに  
附帯業務
- 2 担当部局 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局出納総務室
- 3 落札者決定日 平成19年3月28日
- 4 落札者 三重県桑名市伝馬町15番地2  
サンメッセ株式会社三重支店 支店長 柳瀬 俊彦
- 5 落札金額 66,128,249円（うち消費税及び地方消費税3,148,964円）
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成19年2月6日

正 誤

平成18年9月26日付け三重県公報第1816号に登載しました、人事行政の運営等の状況の公表の公告中

ページ	行	誤	正
12	下から14	139,280円	144,278円
	下から13	24.3%	23.4%
	下から4	419千円	416千円
14	下から4	481,919円 41.4歳	591,544円 40.4歳
	下から3	651,785円	1,061,205円
	下から2	421,428円	481,218円
	下から1	497,691円	567,007円
15	1	一般行政職 492,320円	一般行政職等 566,434円
	2	492,242円	573,342円

平成19年4月6日付け三重県公報第1869号に登載しました、都市計画区域の変更の公告中

ページ	行	誤	正
17	17	志摩町和具	志摩市志摩町和具
18	11	字?鵜石	字鵜石
	15	字?掛	字箭掛

平成19年3月30日付け三重県公報号外に登載しました、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程中

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

毎週火、金曜日発行  
購読料（送料並びに消費税及び地方税含む。）  
1 箇月 3,000円  
1 箇年 36,000円  
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.mie.jp/>

平成19年4月10日発行  
津市広明町13番地  
三重県  
印刷・販売 株式会社伊勢出版  
〒514-0815 津市藤方亀の越977  
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431

6

下から 1

第 11 号 第 1 号

第 11 号 第 1 号